

様式1

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和6年6月10日

1. 執行機関の別	1:都道府県知事・市区町村等	
	<input checked="" type="radio"/> 知事 <input type="radio"/> 市区町村長等	
2. 都道府県名	神奈川県	執行機関名 神奈川県知事
3. 市区町村名		
4. 届出番号	4	
5. 独自利用事務の事例番号	120-1	難病患者の医療費助成に関する事務
6. 独自利用事務の対象者	B型肝炎ウイルス又はC型肝炎ウイルスによる肝がん又は重度肝硬変の患者	
7. 番号法第9条第2項の条例に規定した日	令和6年7月19日	
8. 保護評価の実施の有無	2. 無 ※対象人数が1,000人未満であるため実施は義務付けられない	
9. 評価書番号		
10. 保護評価書の名称		
11. 保護評価書のURLリンク		
12. 委任関係		

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	肝炎患者等(肝炎対策基本法(平成21年法律第97号)第2条第3号に規定する肝炎患者等をいう。)に対する医療の給付等に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	98	
③番号法別表第2の項	120	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用範囲及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1の6の項 肝炎患者等(肝炎対策基本法(平成21年法律第97号)第2条第3号に規定する肝炎患者等をいう。)に対する医療の給付等に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	難病の患者に対する医療等に関する法律 第1条	神奈川県肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱 第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、難病(発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるものをいう。以下同じ。)の患者に対する医療その他難病に関する施策(以下「難病の患者に対する医療等」という。)に関し必要な事項を定めることにより、【難病の患者】に対する【良質かつ適切な医療の確保及び難病の患者の療養生活の質の維持向上を図り、もって国民保健の向上を図る】ことを	第1条 肝炎の克服に向けた取組を進めて行く旨が定められた肝炎対策基本法(平成21年法律第97号)に基づき、国及び地方公共団体は、肝硬変及び肝がんに関し、新たな治療方法の研究開発の促進その他治療水準の向上が図られるための環境の整備のために必要な施策を講ずるものとされている。このため、肝がんが再発を繰り返し予後が悪いこと、また、重度肝硬変(非代償性肝硬変のことをいう。以下同じ。)も肝がん同様に予後が悪いこと、更に、ウイルス感染が原因によ
⑦独自利用事務の関連規範		神奈川県肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱